

新型コロナウイルス感染症に関する 各種支援のご案内

羽咋市では、事業の継続、雇用の維持、生活の下支えという観点から、国・県と連携した支援に加えて、市独自の支援制度も創設いたしました。

2,3ページに、制度概要を記載してありますので、積極的にご活用ください。

市長から市民の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の継続について

国の新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言を受け、本市においても感染拡大防止のため、小・中学校の休校や公共施設の休館・休業、さらに活動自粛要請をお願いするなど、市民の皆さまにはご苦労とご不便をおかけしておりますが、こうした取り組みにご協力をいただき心から感謝申し上げます。

国や石川県では、5月4日に緊急事態措置の期間を5月末まで延長しました。本市でも、感染症拡大防止に向けた対策の継続が必要であると考え、改めまして、市民の皆さまには5月31日(日)までの間、次の項目について、より一層のご協力をお願いするものであります。

- 1 日常生活における3つの条件(密閉、密集、密接)が同時に重なる場を徹底的に回避**
- 2 不要不急の外出の自粛**
- 3 屋内外を問わず、複数の方が参加し、密集状態等が発生するおそれのあるイベント・集会等の開催の自粛**

また、新型コロナウイルス感染症に関しては、誤解や偏見による差別や誹謗中傷は決して許されるものではないことを認識していただき、良識ある判断と行動に努めるようお願いいたします。

最後になりますが、皆さまの行動の一つひとつが新型コロナウイルス感染症の早期収束につながります。なにとぞご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年5月7日 羽咋市長 山辺 芳宣

個人向け支援

主体	概要	開始時期など	窓口
国	特別定額給付金 生活支援のため、 1人につき10万円 を支給。 マイナンバーカードを利用しインターネットで申請するか、市から送付した申請書を返送。 ※郵送手続には、本人確認書類（運転免許証、保険証など）の写しと、振込先口座確認書類（通帳の口座番号が書かれた部分、キャッシュカード）の写しが必要。 ※申請後、1～2週間で振込となります。	インターネット受付 5月12日(火)～ 申請書発送 5月12日(火)～ 郵送受付 5月15日(金)～ 振込 5月19日(火)以降順次	特別定額給付金 コールセンター ☎22-7184 市企画財政課 ☎22-7162
国	子育て世帯への臨時特別給付金 児童手当支給対象者（H16.4.2～R2.3.31生まれ） 1人につき、1万円 を支給。申請不要で、児童手当支給口座へ振込。ただし、公務員は要申請。	振込予定日 6月12日(金) （児童手当支給日）	市市民窓口課 国保年金医療係 ☎22-7194
市	子育て世帯生活支援地域商品券給付事業 H14.4.2～R2.5.1生まれの人 1人につきUFO商品券2万円分 を支給。申請不要で、該当する人へ簡易書留で郵送。	発送 5月20日(水)～	市健康福祉課 子育て支援係 ☎22-1114
市	マスクの配布 全世帯に、 1世帯あたり50枚 ずつ配布。 各地区公民館などで、市が送付した引換券とマスクを引き換え。	引換券発送 5月26日(火)～ 公民館などでの引換 5月29日(金)～	市健康福祉課 健康推進係 ☎22-1115
県社協	緊急小口資金・総合支援資金（生活費）【特例貸付】 新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業のため一時的に生活の維持が困難となった人に、必要な生活費などを貸付。 上限 緊急小口資金： 20万円 総合支援資金： 20万円/月 (3カ月以内)	受付中	羽咋市社会福祉協議会 ☎22-6231 または 北陸ろうきん緊急小口資金専用ダイヤル ☎076-231-2162
市	住居確保給付金（家賃） 休業などによる収入減少により、離職や廃業と同程度の状況に至り、住居を失う恐れがある世帯に、一定期間家賃相当額または一部を支給。 上限4万円/月 （世帯状況などにより変動）	受付中	羽咋市社会福祉協議会 ☎22-6231

給付金を装った詐欺にご注意！

- 特別定額給付金の給付のために、市が手数料などの振込みを求めることは絶対ありません。
- 特別定額給付金に関して、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。
- 他人に通帳やキャッシュカードを渡したり、キャッシュカードなどの暗証番号を教えたりしてはいけません。

不審な電話やメールがあっても、絶対に取り合わず、無視してください。

不安なときは、最寄りの警察署または羽咋市消費生活センターまでご相談ください。

☎ 市消費生活センター（商工観光課内） ☎22-1118

事業者向け支援

※下記の各制度については、羽咋市商工会（☎22-1393）でも相談を受付しています。

主体	概要	開始時期など	窓口
国	持続化給付金 前年同月比 50%以上減収の中堅・中小企業に 最大 200 万円 、個人事業主に 最大 100 万円 を支給	受付中	持続化給付金事業 コールセンター ☎0120-115-570
市	羽咋市持続化給付金 前年同月比 30%以上 50%未満減収の中小企業、個人事業主（全業種対象）に 最大 20 万円 を支給	受付 5月15日(金)～8月14日(金) 振込 5月下旬以降順次	市商工観光課 ☎22-1118
国	雇用調整助成金の特例措置 休業などにより、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成	受付中 ※特例対応期間 4月1日(水)～6月30日(火)	ハローワーク七尾 ☎0767-52-3255
県市	石川県感染拡大防止協力金 休業要請に応じた事業所に給付（中小企業 50 万円 、個人事業主 20 万円 ）	受付 4月30日(木)～6月1日(月) 振込 5月中旬～	県ワンストップ コールセンター ☎076-225-1920
国	新型コロナウイルス感染症特別貸付 融資限度額 6,000 万円 、据置期間 5 年以内 ※要件を満たす場合、実質無利子無担保（3 年間）	受付中	羽咋市商工会 ☎22-1393 または 日本政策金融公庫 ☎0120-154-505
県	新型コロナウイルス感染症緊急特別融資 融資限度額 8,000 万円 、据置期間 5 年以内、利率 1.0%（3,000 万円以内は当初 3 年間無利子）	受付中	県商工労働部 経営支援課 ☎076-225-1522
県	セーフティネット保証を活用した制度融資 制度融資への信用保証を付与	受付中	または 市内各金融機関
国	小学校休業等対応助成金 小学校等の臨時休校に伴い、保護者である従業員に有給の休暇を取得させた事業主を助成	受付中	学校等休業助成金・ 支援金受付センター ☎0120-60-3999

市税・水道料金等の猶予(個人・事業者)

主体	概要	開始時期など	窓口
市	市税等の支払い期限の猶予 収入が前年同時期と比較し概ね 20%減少し、一時的にお支払いが困難となった場合、事前に相談・申請することで、1 年間徴収を猶予。	受付中	市税務課 収納係 ☎22-1113
市	水道料金、下水道使用料の支払い期限の猶予 収入が減少し、一時的に水道料金・下水道使用料のお支払いが困難となった場合、事前に相談・申請することで、3 カ月支払い猶予（最長 1 年間）。	受付中	市地域整備課 企業経理係 ☎22- 7133

感染症対策としての家庭ごみの捨て方

ご家庭だけでなく、ごみの回収業者の人にとっても有効ですので、可燃ごみを捨てる際は次のことを心がけた上で排出してください。

- 1.ごみに直接触れない
- 2.ごみ袋はしっかりしばって封をする
- 3.ごみを捨てた後は手を洗う

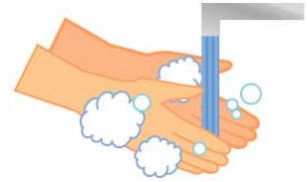
①ごみ箱にごみ袋をかぶせませす。いっぱいになる前に早めに封をしましょう。



②マスクなどのごみに直接触れることがないように、隙間なくしっかりしばります。



③ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。



※ごみが袋の外側に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

問 市環境安全課 (☎22-7137)

(出典：環境省)

感染したかも、と思ったら

- 1 発熱などの風邪症状がある場合は、仕事や学校を休み、外出を控える
- 2 発熱などの風邪症状が見られたら、毎日体温を測定し、記録しておく
- 3 基礎疾患(持病)のある人で、症状に変化がある場合や、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な人は、まずはかかりつけ医などにご相談ください

以下に該当する場合は、「帰国者・接触者相談センター」にすぐに電話で相談してください。

また、複数の医療機関を受診することは控えてください。

- 相談の目安
- 1 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状のいずれかがある場合
 - 2 重症化しやすい人*で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患などの基礎疾患がある人や、透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている人。妊婦の人も、念のため、重症化しやすい人と同様に早めにご相談ください。
 - 3 上記の人以外で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合
(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください)

帰国者・接触者相談センター(24時間対応) ※平日の日中がつながりやすい時間帯です

能登中部保健福祉センター内 ☎0767-53-2482 FAX 0767-53-2484

新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談窓口

能登中部保健福祉センター	☎0767-53-2482	受付時間：9:00～17:00(平日のみ)
石川県健康福祉部健康推進課	☎076-225-1438	受付時間：9:00～17:00(平日のみ)
厚生労働省電話相談窓口	☎0120-565653	受付時間：9:00～21:00(土日・祝日も実施)

新型コロナウイルス感染症に関する情報は、市ホームページにも掲載しております。随時更新いたしますので、ご覧ください。



発行者 羽咋市(秘書課担当)
〒925-8501 石川県羽咋市旭町ア200番地

☎0767-22-0771 FAX 0767-22-8109
メール kouhou@city.hakui.lg.jp